

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(11・完) 「家」の廃止を中心として

WADA, Mikihiko / 和田, 幹彦

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

106

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

18

(発行年 / Year)

2009-02-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006497>

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程 (十一・完)

—「家」の廃止を中心として—

和田 幹彦

序章 (以上九十四卷四号)

第一章 憲法二四条成立過程と民法・戸籍法上の「家」制度

(以上九十五卷一号、四号、百一卷三号)

第二章 民法改正過程

—戸籍法改正過程に先行した民法上の「家」廃止方

針決定の予備的考察—

(以上百一卷三号、四号)

第三章 戸籍法改正過程の諸段階

(以上百三卷四号、百四卷一号)

第四章 「家」制度廃止による戸籍法改正

—「第一の流れ」—

(以上百四卷三号、四号)

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程 (十一・完) (和田)

第五章 人口動態統計の精密化・プライバシー保護を起因とする戸籍法改正—「第二・第三の流れ」—

(以上百五卷二号)

結章 民法・戸籍法改正過程に於ける力学

—民法・戸籍法改正過程の総括—

—「家」の廃止とその限界—

序 戦後占領期の民法・戸籍法改正

—「家」の廃止とその限界—

第一節 戸籍制度の二重の法的機能

第二節 新憲法二四条と民法改正における「家」改廃

第三節 戸籍法改正における「家」改廃 (一)

—身分登録機能と「第一の流れ」—

第四節 戸籍法改正における「家」改廃 (二)

——個人データ収集・提供機能と「第二・第三の流

れ」——

第七節 残された課題

第五節 民法・戸籍法改正における「家」の廃止方針の射程

とその限界

第八節 結語——先行研究との比較において——（以上本

第六節 戸籍制度の個人データ収集・提供機能と「家」の特

号）

結章 民法・戸籍法改正過程に於ける力学

——民法・戸籍法改正過程の総括——

序 戦後占領期の民法・戸籍法改正——「家」の廃止とその限界——

本章では、本拙論の成果を総括する。⁽¹⁾⁽²⁾

序章でも既に述べたが戦後占領期の民法・戸籍法の改正については、既に一定の研究の蓄積がある。しかし改正過程の詳細の解明、及び改正の力学——誰が何を決めたのか、何が改正の限界を規定したのか——の究明は、史料上の制約もあり、十分にはなされてこなかった。本論文はこの点を課題としてきた。その際、戸籍法改正に重点を置き、民法改正は戸籍法改正を規定した限りで扱うこととした。その上で「家」廃止の限界を照射することを試みた。併せて改正過程に見られる限りで、日本社会における戸籍制度の法的機能と、戸籍法が規定していた「家」制度の特質を探ってみることとした。

本章、すなわち結章では、まず、第一節で、戸籍制度の二重の法的機能について、簡単な小括しておきたい。さらに、第二節から第六節では、本論文の第一章から第五章までの研究成果を総括する。殊に、第六節では、戸籍制度の個人データ収集・提供機能と「家」の特質を浮き彫りにしてみたい。また最後に、本章の第七節では、「国体の支柱」としての「家」についての考察、という残された課題を指摘しておく。

(以下、旧法・新法とは、一九四五年八月の占領開始時点・一九四八年一月の改正法施行時点の、民法ないし戸籍法を指す。また、「家」とは、特段の断りがない限り、法的「家」制度を指す。)

第一節 戸籍制度の二重の法的機能

旧法下、戸籍制度には、相互に密接に関連した二重の法的機能があった。

第一に、民法上の身分変動を、戸籍に登録することである。(仮に「身分登録機能」と呼ぶ。)旧法下では、「家」を構成する上での身分の変動が戸籍に登録された。

第二に、国民の個人データの収集・提供である。(仮に「データ収集・提供機能」と呼ぶ。)まず、戸籍への登録のための届出の際に、身分変動のデータも含め、本人や両親の個人情報(例―教育程度)に及ぶ、主として人口動態に隣接するデータの申告が義務づけられている。戸籍への登録とは別個に、このデータが収集され、中央や地方の行政機関に提供されて、徴税・警察・衛生・教育目的のデータベース・統計が作成される。次に、戸籍簿の公開原則により、私人にも、他人の身分やその変動のデータが提供される。相手方の身分を確認することで民事取引の法的安定が図られ、さらには近隣の社会的安定(本章第六節で後述)に資することになる。

旧戸籍法下では、第一・第二の機能双方の前提となる戸籍届出の義務は、「家」を基準として、(離婚届を除き)当事者が属する「家」の戸主にも課されていた。(戸主に集約的に「家」の構成員のデータを申告する義務があることを、仮に「家」に「データ申告義務」があると表現しておく。)即ち戸籍の二つの機能にとって、制度面では「家」が結節点とされていたのであり、「家」のデータ申告義務が、戸籍の両機能を全面的に支えていた。また、戸籍簿公開原則は、「家」に、その静態・動態は常に公示されるという決定的な性格を与えていた。歴史的には、データの申告と公開原則はともに、戸籍法上の「家」制度とは密接不可分の関係にあったのである。

第二節 新憲法二四条と民法改正における「家」改廃

本節では、主として本論文第一・二章の成果を総括する。

新憲法二四条は、家族に関する事項における個人の尊厳と両性の本質的平等を規定している。この条項は、GS(GHQの民政局・以下同)の強いイニシアティブにより、日本政府の反対を押し切って導入された(一九四六年二―三月)。GHQは本条の導入により「家」制度の改廃を要請したことになる。

以上が、短いながら、本論文・第一章の総括である。

さて、しかし法改正の基本線をなす、「家」の改廃の程度をめぐるGSの方針には、時期により変化が見られる。⁽³⁾法改正一般に関するGSの原則は、新憲法の諸原則は強制してでも遵守させる、しかし同時に、合憲である複数の選択肢があれば、GSは特定選択肢の強制はしない、というものであった。「家」に関するGSの初期の方針も、これ

に従い、①「家」は廃止が望ましく、廃止へと誘導はするが、②家族法では特に西洋的価値基準の強要は避けるべく、「家」存廃の決定は日本側にゆだねる、③そして「家」をもし存置するならば、違憲となる戸主権と家督相続は廃止させ、伝統的・儀礼的にとどまる「家」制度ならば容認する、という内容であった。

これに対し日本側では、我妻榮など三名の民法改正草案起草委員が、初期の改正要綱案中に既に、「家」廃止方針を明確に打ち出していた（一九四六年七月、但し本章第三節の冒頭を参照）。その背景には、彼らが戦前の「人事法案」における戸主権の弱体化の試みを一部継承したことに加え、「家」制度が形骸化している社会の実態に法を適合させたい、という方針があった。他方、起草委員以外の民法改正関係者の方針は、「家」存置・廃止の両極端から中間的なものまで様々であった。GHQの右の①②③の方針は日本側に明示されてはいなかったため、「家」の廃止はGHQの一貫した方針であるから他の選択肢はない、という理解ないし誤解も一部に見られた。これが、結果的に廃止を推進した面も否定できない。

改正のための臨時法制調査会において、「家」ないしその類似要素の存置を主張する論者からも「家」廃止への支持を得るために、起草委員の我妻はまず、「家」の美風を活かして欲しいと言う牧野英一に対し、「氏」に「家」を代替する機能を持たせることを口頭で約している。起草委員はさらに、改正要綱案に祖先祭祀の祭具継承などの「家」類似条項を局所的・限定的ながら導入した。これにより要綱案はおおかたの賛同を得、法制度としての「家」を廃止するという日本側の方針は、一応安定するにいたる（一九四六年八月中旬）。

GSはこれを「家」の全面的廃止の決定と解釈した。GSは、以後一貫して、日本側の自主決定であるとの論拠で、「家」廃止をGHQの公式方針としている。起草委員はこの直後に、前述の牧野との口頭約束のとおり、「氏」に関

する多くの規定に「家」類似の機能を盛り込んだ改正草案をGSに提出しているのだが、GSがこれを厳然と拒否したのも、右の公式方針確定によるものであった。

当時の吉田茂内閣は、いわゆる憲法議会において、当初は、憲法二四条下では「家」制度の存置・廃止両方の選択肢があると答弁していた。結局、同内閣は「家」は存置したいとの方針を明確に打ち出した上で、新憲法を衆議院で通過させている(同一九四六年八月下旬)。しかしこの間に、民法については右の通り、「家」廃止方針が安定化している。これに従う形で、貴族院では同じ吉田内閣が、二四条は「家」廃止を要請する、と解釈を変更するにいたった(同一九四六年、同八月下旬―同年九月)。これに対し牧野英一などが、二四条に「家族生活はこれを尊重する」と追加する修正案を提出している。これは僅差で否決され(同一九四六年、十月上旬)、貴族院は二四条を通過させた。修正案の否決に際しては、GHQの方針の(決定的ではないにせよ)影響が見られる。

その後、臨時法制調査会でも、「家」廃止方針自体は揺るがずに民法改正要綱が決定している(同一九四六年、十月下旬)。

以上をまとめれば、民法上の「家」改廃の直接の契機は、憲法二四条の導入によってGSが与えた。二四条の下での限られた選択範囲の中で、日本側関係者は「家」(類似要素)存置論者も含めて、GSの「家」廃止の希望を感じし、それにある程度の影響を受けつつも、要綱の段階では、とりあえず、自主的に「家」廃止を決定した。その上で、民法及び戸籍法改正草案中の「家」類似要素の排除にはGSが再び影響力をふるっている。民法上の「家」改廃(そしてこれに連動した身分登録機能面での戸籍法改正)は、主としてGS、日本側起草委員、日本側の「家」(類似要素)存置論者の三者の、こうした緊張関係の中での「共同作業」であった面も確かにある。¹⁾

次に、最重要点の繰り返しをおそれずに、やや仔細に民法改正過程について分析すれば、二四条の下での限られた選択範囲の中での改正の人的相関関係・力学関係は、(1) GS (民政局) は、当初より「家」廃止を希望していたが、違憲でない範囲での形式的「家」存置ならば認めるべく、存廃は日本側に一任する方針を、暫定的にせよ固めていた。これに対し、日本側関係者のうち、(2) 起草委員は、一定の「家」類似要素の存置については(3)の保守派と妥協せざるをえなかったものの、最終草案・改正法を妥当な内容と考えていた。これに対抗し、(3) 保守派は「家」(類似要素)の存置を主張しつつも、GHQの「家」廃止の規定方針の存在を一時期信じ、その後は日本側の廃止論者の主張に押されて、一定の「家」類似要素の存置で満足せざるをえなかった。かたや、(4) 革新派は、起草委員の方針には飽き足らず、「家」の全廃の貫徹を要求した。以上(2)(3)(4)の人的集団すべてが、既に述べた通り、(1)の民政局の「家」廃止の希望を感じし、それにある程度の影響を受けつつも、要綱策定の段階では、法的制度としての「家」の廃止を自主的に決定したのであり、その後も、GSは、民法改正草案中の「家」類似要素の排除には再び影響力をふるっている。国会では、「家」廃止の改正案に対し、戸主権はともかく家督相続の廃止には反対論が強かったものの、結局、改正法案を無修正で成立させたのである。

占領期の民法改正、特に制度としての「家」廃止は、前述の三者をより詳細に分析すれば、(1)～(4)の四者が、こうした緊張関係の中で、幾多の誤解を交えつつ、微妙な駆け引きを繰り返した末の一つの結果であった。⁽⁵⁾この過程の特徴としては、第一に、改正をめぐる人的相関関係・力学関係は、改正過程が進む中の各時期で変化していた。⁽⁶⁾第二に、その人的相関関係・力学関係の全体像を、法改正関係者の誰も、把握していなかった。そして 第三に、以上の二点が、改正要綱・改正法の中核である「家」改廃方針の決定に影響を与えたのである。

以上が本論文・第二章、民法改正過程の総括である。

第三節 戸籍法改正における「家」改廃（一）——身分登録機能と「第一の流れ」——

戸籍法の改正過程を通して頻出するのは、民法上は廃止した「家」ないし「家」類似要素を、戸籍法では維持しよう、という日本側の改正関係者の意図である。その典型例が、起草委員の下で作られた、「家」を形式化して存置する戸籍法改正初案であった（一九四六年七月）。その後、司法省が主導して作成した改正草案にも、「家」は廃止される方針であるものの、種々の「家」類似要素が盛り込まれていた。草案に関する交渉（一九四七年八月十一月）で、GSは、日本側の「家」廃止の決定を一貫させるため、戸籍法にも「家」の名残りをとどめるべきではないと主張した。これに対し、司法省は、国民全体に直結する戸籍実務上の混乱を避けるためには、氏や戸籍を旧来の「家」にひきつけて理解する国民意識に依存することをも容認する姿勢を見せていたが、結局、概ね「家」廃止に整合的な案を受諾せざるをえなかった。ただ例外が二点ある。中でも重要なのは、GSが戸籍を個人別に編製することを繰り返して提案したが、司法省が拒否し断念させたことであろう。もう一点は、戸籍の戸主欄に似た戸籍筆頭者欄を、司法省が戸籍法施行規則によって設置したことであるが、GSはこの点はチェックを怠り看過したようである。

以上が、本論文の第三章の改正過程の内容を踏まえた、第四章の総括である。

第四節 戸籍法改正における「家」改廃（二）

——個人データ収集・提供機能と「第二・第三の流れ」——

本章の第二節・第三節の憲法・民法・戸籍法改正とは人的にも手続的にもほぼ独立して進められた戸籍法改正があった。

これが、一次史料、二次史料を含み、先行研究の最重要な一部をなす我妻榮編『戦後における民法改正の経過』（日本評論社、一九五六年）に補足的にのみ掲載され議論されたにすぎない戸籍法の改正過程の紹介には、全く言及のみならず意識すらされていない戸籍法改正過程である、ということとは特筆に値する。

即ち、GHQのPHW（公衆衛生福祉局・以下同）は、人口動態調査の改善を目的に、当初から強制的な指令を出して、出生・婚姻・離婚・死亡の戸籍届書に、細微にわたる調査項目を導入させたのであった（一九四六年九月十月）。これにより、「家」のデータ申告義務と、これに支えられた戸籍制度のデータ収集・提供機能は、データの内容上、格段に強化された。後には、PHWと同じく統計の精密性を至上価値とする日本側の内閣統計局や、内務省（解体前）・厚生省等の統計利用者が、こうした改正を歓迎し推進している。これに対し、GSは、こうした調査項目が導入された後に初めてその存在に気づき、これは「過去の警察国家の悪辣な特徴の復興（“re-establish vicious features of the past police state”）」に繋がりがかねないとして、国民のプライバシー保護を理由に反対した（一九四七年八月十一月）。しかし、事後的反論かつ受動的反応にとどまり、こうした項目の導入を阻止できずに終わっている。

次に、戸籍簿の公開原則には、GSもPHWも、やはりプライバシー保護を理由に反対した。これを受けて司法省も草案を修正し、一旦は非公開を原則としている。しかしその後、参議院司法委員会の代表者が改めてGSから直接了承を得て、公開原則を草案に復活させている（以上一九四七年十一月）。結局国会は、公開原則を旧法どおり維持して戸籍法を通過させた。

このように、PHWや、日本の前述の一部の官庁、そして参議院が、戸籍法改正論議の主眼を置いていたのは、データ収集・提供機能の維持強化であり、これはGSの反対を押し切って遂行された。以上が、本論文の第三章の改正過程の内容を踏まえた、第五章の総括である。

第五節 民法・戸籍法改正における「家」の廃止方針の射程とその限界

本節では、本論文の第三章・第四章・第五章を踏まえて、戦後占領期の民法・戸籍法改正における「家」の廃止とその限界を照射する。

(1) 日本側の問題意識・戸籍法改正方針とその限界

日本側では、先ず起草委員会は、民法上の「家」制度廃止から来る必然的な改正のみしか念頭になかった。ただ、起草委員中、民事局長の奥野が次に述べる民事二課の思惑に引きずられたためか、改正の度合いは低く押さえようとする方向性は感じられる。次に、司法省殊に戸籍法改正草案の条文を起草した民事二課の最大の関心は、戸籍実務の混乱を防ぐため、戸籍法改正は最低限にとどめることであった。その結果として、乃至副産物として、「家」類似制

度・規定の温存の傾向があったに過ぎない。即ちこうした「温存」は、司法省民事局にとっては、民法上の「家」制度廃止方針が確定した後の戸籍法改正に関する限り、主たる関心事ではなかった。

その一方で、人口動態調査を主管する内閣統計局、そしてその統計結果を厚生・公衆衛生政策等に利用する厚生省の、戸籍法改正に絡む利害は、単に人口動態調査・統計の精密化・正確化のみであった。

こうした中で、戸籍法上の「家」制度乃至その類似制度・規定の温存を主たる関心事としたのは、(記録に見る限り) 司法法制審議会の一部の委員と、参議院の一部の議員であった。

換言すれば、改正方針の限界は、実務サイド(通達を出した司法省・内閣統計局正木次長)には届書の保管上のプライバシー保護は念頭にあっても、項目削除・戸籍簿非公開によるプライバシー保護など、(我妻等の起草委員含め) 考えも及ばなかったものと思料される。

(2) GHQの各セクションの問題意識・戸籍法改正方針とその限界

GSは、当初民法上の「家」制度廃止から来る必然的な改正のみしか念頭になく、これは日本側の起草委員と同一である。しかし、起草委員と異なるのは、四六年八月中旬の日本側の自主的な「家」制度廃止方針決定以後は、それを根拠に「家」廃止は日本側自身が徹底的にやるべきである、との一貫した主張である。また、改正過程の後半に入ると、人口動態調査のための戸籍届書の詳細項目設置と、従来からの戸籍簿の公開原則に対して defensive にながら、プライバシーの権利の尊重を主張し始めている。

次にCI&E (GHQの民間情報教育局) は基本的にはGSと同様に、民法上の「家」制度廃止から来る必然的な

改正にしか関心はない。殊にC I & Eが民法・戸籍法改正に関わる正当性が男女平等の実現（のための情報収集・日本社会への提供、そのための教育）にあるため、その関心はこの一点に絞られており、自然それが限界ともなった。

特異な立場にあったのはP H Wであった。人口動態調査・統計の徹底的な精密化・正確化を至上価値として戸籍法改正に関わったP H Wは、民法上の「家」改廃には基本的に何の関心もない。プライバシーの権利の保護は、この至上価値に劣後する利益に過ぎない。故に戸籍届書の詳細調査項目は一点（妊娠月数）を除いて譲らなかったものと見られる。逆に、「至上価値」たる正確な人口動態調査に支障さえ無ければ、プライバシーの権利も最大限に保護することに吝かではなく、戸籍簿の非公開化には何ら異論はない。換言すれば、G SとP H Wは互いの関心には当初全く無関心であったが故に、戸籍法を巡ってコンタクトすらなく、利益相反状況が生じて初めてコンタクトを取って後、二者は問題別に対立・協調方針を採るに至ったのであった。

換言すれば、各々のセクションの問題意識・改正方針の限界は、右の関心の外には全く（乃至、基本的には）射程が及ばなかったことであろう。

(3) 日本側・G H Q双方の問題意識・戸籍法改正方針に共通な限界

これは一言で言えば、五章で掲げた二つの問題（乃至換言すれば「第二の流れ」「第三の流れ」）が戸籍法特有の「家」の機能に関するものである、と言う認識が欠落していた点であろう。

(4) 日本側・G H Q双方の民法・戸籍法改正における「家」の廃止方針の射程とその限界——本節の小括

GSと日本側起草委員の主たる関心は、民法上の「家」の改廃、そしてこれに連動する戸籍法上の身分登録機能中の「家」の改廃にのみ集中していた。(そして、戸籍の身分登録機能そのものは維持されている。)

戸籍法上のデータ収集・提供機能の強化に対しては、GSは結局これを阻止せず、起草委員は殆ど関心を示していなかった。改正により、旧法下、戸籍の二つの機能にとっての「家」という制度的結節点、両機能を支えていたデータ申告義務が「家」に課せられていた点(本章第一節参照)こそ変わったが、戸籍のデータ収集・提供機能は、「家」廃止後もむしろ強化されて、新法下の戸籍制度に全面的に受け継がれている。つまり「家」のデータ申告義務や、公開原則により決定づけられた性格は、名こそ消えたものの実は残ったのであった。また、戸籍簿公開原則により、その静態・動態が常に公示されるという「家」の性格も、「家」を「二世代以下の戸籍」に置き換えて維持されたことも注目に値しよう。にも拘わらず、新法と「家」との連続性には、データ収集・提供機能の強化を推進した関係者も、これに当初反対したGSも、起草委員も、何ら言及していない。もしこれが彼らのこの点の認識の薄弱さを示唆するならば、GS、起草委員それぞれの、「家」改廃の射程の限界はここに露呈しているかと思われる。

かたや日本の司法省は、戸籍実務の混乱回避を最重要視していた。(これは、データ収集・提供機能の完全性保持にも直結する。)司法省は、混乱回避のためにこそ、身分登録機能中の「家」類似要素の温存も容認していた、という側面を見逃してはならない。換言すれば、日本の司法省・内閣統計局等、また特にPHWにとっては、データ収集・提供機能の維持強化が最優先事項であり、これに劣後する身分登録機能面での「家」改廃には限界があつてしかるべきものであった。

第六節 戸籍制度の個人データ収集・提供機能と「家」の特質

本論文の第三章・第四章、そして殊に第五章を踏まえて、戸籍制度の個人データ収集・提供機能と「家」の特質を浮き彫りにしてみると、どのような結論が得られるであろうか。

旧法下、戸主が集約的に「家」の構成員のデータを申告することにより、「家」に行政府に対するデータ申告の義務があったことと、また各「家」のデータは常に公開され、「家」の間で相互に閲覧・利用されたことに注目すれば、戸籍法上の「家」は、国家または行政の機能的末端単位としての役割を果していたとも考えられる。新法下では、一戸籍に記載された者（多くは二世大家族）が、「家」に代わってこの機能的末端単位となっているわけである。こうした「家」の役割・特質は、本拙論では詳論できないが、明治初期の戸籍制度制定以来現在まで、程度の差こそあれ一貫して存続している。就中公開原則は、一面で国民による相互監視をも極めて容易にする。ここには、明治初期の戸籍制度の、脱籍浮浪取締という警察目的との連続性すら見いだすことができよう。

第七節 残された課題——「国体の一支柱」としての「家」？——

戦後もなお、法的・社会的・道徳的「家」制度は天皇制と並ぶ「国体の一支柱」であるとの趣旨を、憲法議会において複数の議員が発言している。対照的に、GSや、やはり民法改正に関与したCI&Eは、憲法一三・一四・二四条制定や民法・戸籍法改正に関する史料に見る限り、「国体の一支柱」としての「家」には言及していない。

一方の戸籍法上の「家」のデータ申告義務、及び国家・行政の機能的末端単位としての「家」の特質と、他方の

「国体の一支柱」としての「家」の認識との間に、連関性・連動性はあったであろうか。例えば、「家」は「国体の一支柱」なのであるから、その「家」のデータを申告させ、戸籍により収集・提供して国家行政に役立てるのも当然という発想が、戦後なお、(一部にせよ)国民に見られたであろうか。

起草委員の言動には、「国体の一支柱」にも通底しうる道徳的・社会的「家」を容認する姿勢を示唆するものがある。ならば(仮に無意識にせよ)前述の発想ゆえに、データ申告義務強化への反対や、国家・行政の機能的末端単位としての「家」の特質の認識やその弱体化の試みは、起草委員にはなされ(るはずも)なかったと考えられるであろうか。逆に、GSが、戸籍法による個人のデータ申告義務の強化を結局は受動的に容認したのは、これが「国体の一支柱」たる「家」の機能の維持にすら繋がりがかねないとの問題認識が薄弱であったからだと理解できるであろうか。換言すれば、起草委員・GSの両者揃っての、戸籍制度のデータ収集・提供機能強化に対する容認は、同じコインの裏表である、という整合的な理解は可能であろうか。これらの点の検証は、今後の課題としたい。

第八節 結語——先行研究との比較において——

最後に、特に序章でも触れた先行研究すべてとの対比で、本拙論の結論を述べる暴挙に出る意図はない。しかし、少なくとも、民法改正については、一次史料、二次史料をも含む先行した文献である我妻榮編『戦後における民法改正の経過』(日本評論社、一九五六年)に於ける我妻教授の主張、および和田による川島教授のインタビューに加えて川島武宜『ある法学者の軌跡』(有斐閣、一九七八年)に於ける川島武宜教授の主張との対比で、本拙論の結論に今一度、言及しておくことは意味があることと思われる。また、戸籍法改正についても凝縮した要約を述べておきた

い。

即ち、本拙論に長しく叙述してきた通り、民法・戸籍法上の「家」改廃の直接の契機は、まず、憲法二四条の導入によってGHQのGS（民政局）が与えた。

次に、民法改正過程について分析すれば、本章・第二節で述べた通り、二四条の下での限られた選択範囲の中での改正の人的相関関係・力学関係は、(1) GS（民政局）、(2) 起草委員、これに対抗した(3) 保守派、それと対抗関係にあった(4) 革新派、以上(2)(3)(4)の人的集団すべてが、(1)のGSの「家」廃止の希望を感じし、その影響を受けつつ、法的制度としての「家」の廃止を自主的に決定したのである。GSが、その後、民法改正草案中の「家」類似要素の排除には再び影響力をふるったことも見逃せない。そして国会は、結局、改正法案を無修正で成立させたのである。

一 占領期の民法改正は、第二節で述べた最重要点を繰り返すが、(1)～(4)の四者が、こうした緊張関係の中で、幾多の誤解を交えつつ、微妙な駆け引きを繰り返した末の一つの結果であったのである。改正をめぐる人的相関関係・力学関係は、改正過程が進む中の各時期で変化し、その人的相関関係・力学関係の全体像を、法改正関係者の誰も、把握していなかった、というところに民法改正過程の最大の特徴がある。そしてこの特徴こそが、「家」改廃方針に決定的な影響を与えたのである。

即ち、民法上の「家」の廃止は、我妻榮教授が旧来から主張されていたような「起草委員の独自の発案」が貫徹された、あるいは、川島武宜教授が描写したような、「家」廃止の徹底を民政局が独自の方針として強く「要求した」、といった単純な過程をたどったのではなかったのである。

最後に、戸籍法改正について再論しておく。GHQのGS（民政局）と日本側起草委員の主たる関心は、民法上の「家」の改廃、そしてこれに連動する戸籍法上の身分登録機能中の「家」の改廃にのみ集中していた。戸籍法上のデータ収集・提供機能の強化に対しては、GSは結局これを阻止せず、起草委員は殆ど関心を示していなかった。その結果、戸籍のデータ収集・提供機能は、「家」廃止後もむしろ強化されて、戦後占領期の改正後の戸籍制度に全面的に受け継がれたのであった。また、戸籍簿公開原則により、その静態・動態が常に公示されるという「家」の性格も、「家」を「二世以下」に置き換えて維持されたのである。にも拘わらず、占領期の改正後の戸籍法・戸籍制度と「家」との連続性には、データ収集・提供機能の強化を推進した関係者も、これに当初反対したGSも、起草委員も、何ら言及していない。彼らのこの点の認識の薄弱さはここにこそ表出しており、GS、起草委員それぞれの、「家」改廃の射程の限界はここに露呈していたのである。その一方で、司法省は、戸籍実務の混乱回避を最重要視しており、そのためにこそ、身分登録機能中の「家」類似要素の温存も容認していたのであった。日本の司法省・内閣統計局等、また特にGHQのPHW（公衆衛生局）にとっては、データ収集・提供機能の維持強化が最優先事項であり、これに劣後する身分登録機能での「家」改廃には限界があつてしかるべきものであった。

(1) 本章の概観は、第一節から第六節までは、和文の拙稿「戦後占領期の民法・戸籍法改正——「家」の廃止とその限界——」『法社会学』第四八号、一九九六年、二〇九—二四頁で既に提示しておいた。第七節のみ、同前・拙稿では紙幅の関係で述べられなかったため、本拙稿で初めて提示する。

(2) 本章の概観は更に、構成は異なるが、欧文の拙論三編で公表・公刊済みである。年次順に、Mikihiko WADA, "The Japanese Family Law Reform during the Postwar Occupation: Was the 'House' (ie) Abolished?" SUBTHEME (N). *The Proceedings of 1995 An-*

*Annual Meeting, Research Committee on Sociology of Law, International Sociological Association: Papers, Section Meetings V, edited by Japan Committee for the RCSI, 95 [pages not numbered], 1995: Mikihiko Wada, Die Abschaffung der Institution des Hauses ((*iz*) unter den Besatzungsmächten — oder: Das Kōseki, ein Januskopf—, in: Recht in Japan, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden, 2000, SS. 105-142: Mikihiko Wada, "Abolition of the House (*iz*) under the Occupation — Or the Two Faces of *Kōseki*: A Janus —" in: *Law in Japan*, Vol. 26, 2000, pp. 99-127.*

(3) 拙稿「戦後占領期の民法改正過程——「家」の廃止——」「私法」第百一十一号、一九九九年、二二〇—二二六頁(英文要約は三四六—三四七頁)では、民法改正過程について、より詳細な分析を加え、改正過程の画期の基準の精緻化を試み、改正全過程を、以下の第一期から第七期に分ける試みを行った上で、例えば、GSの方針の変化も事細かに分析を行っている。即ち、「第一期(民法改正初期)」「第二期(臨時法制調査会・司法法制審議会の始動)・〈前期〉の終了」「第三期(改正要綱の決定)・〈後期〉の開始」「第四期(改正民法案準備)」「第五期(応急措置法の起草・成立)」「第六期(国会提出の草案準備)」「第七期(国会での審議)」である。併せて参照された。

(4) 拙稿・前掲(注1)、「二二二頁では、「こうした緊張関係の中での共同作業であった」と断言したが、その後の研究により、「共同作業」であったと形容できるのは、民法上の「家」改廃、そしてこれに連動した身分登録機能面での戸籍法改正の一面に過ぎないと結論するに至った。拙稿・前掲(注2)、「二二六頁の注(14)で既に述べている通りである。

(5) この点も特に、拙稿・前掲(注3)、「二二五頁で強調したところである。

(6) より詳細には、拙稿・前掲(注3)、「二二二—二二四頁の、第一—七期の画期を参照されたい。

(7) 我妻榮編「戦後における民法改正の経過」日本評論社、一九五六年、一〇二頁の我妻発言。

(8) 和田による川島教授のインタビューに基づく拙文「五月最前夜」川島先生を偲ぶ」クレイム研究会刊、一九九四年、二二〇—二二三頁、及び「オプラーもその程度の改革を要求した」とする川島武宣「ある法学者の軌跡」有斐閣、一九七八年、二二九頁。